

# 子ども家庭支援センター相談員又は支援員（月額職員） 募集要項

（令和8年度）

※子ども家庭支援センター相談員及び支援員は地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員です。

## 1 業務内容

- (1) 相談員：子ども家庭支援センターにおける子どもと家庭に関する相談、ケースワーク及び関係機関連絡調整業務に関することなど
- (2) 支援員（社会福祉士・保育士）：子ども家庭支援センターにおける子どもと家庭に関する相談及び調整業務に関すること並びに子育て支援事業の実施に関することなど

## 2 受験資格

※ワード・エクセル等のパソコン能力を有する方

- (1) 相談員：公認心理師の資格を有する方、保健師の資格を有し実務経験が3年以上ある方、若しくは社会福祉士の資格を有し実務経験が5年以上ある方
- (2) 支援員（社会福祉士）：社会福祉士の資格を有する方、若しくは社会福祉士と同等の知識及び経験を有する方、又は福祉関係の相談業務経験を有する方
- (3) 支援員（保育士）：保育士の資格を有する方、若しくは教育職員免許（幼稚園教諭に限る。）を有する方、又はこれらと同等の知識及び経験を有する方
- (4) 次に該当する方は受験することができません。
  - ア 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 三鷹市を懲戒免職になり、その日から2年を経過していない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 募集人数

- (1) 相談員：1人
- (2) 支援員（社会福祉士・保育士）：若干名

## 4 勤務条件

### (1) 勤務地

三鷹市子ども家庭支援センターりぽん

〒181-8505 三鷹市下連雀九丁目11番7号 教育センター2階

### (2) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、規定により、公募によらない再度の任用をすることがあります。

### (3) 勤務日及び時間

ア 月曜日から金曜日まで週5日（休日・年末年始を除く。）

午前9時から午後4時まで（実働週30時間）

イ 月曜日から金曜日のうち週4日（休日・年末年始を除く。）

午前8時45分から午後5時15分まで（実働週30時間）

※ア又はイ。必要な場合には、時間外勤務が生じる場合があります。

(4) 休暇等

(有給)

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、出生サポート休暇、産前産後休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、出産介護休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇

(無給)

ドナーハ休暇、妊娠障がい休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

(5) 社会保険、労働保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険、災害補償制度の適用あり

(6) 報酬月額等

ア 相談員 258,500円

イ 支援員（社会福祉士）222,700円

ウ 支援員（保育士）195,200円

※別途交通費を150,000円以内で支給します。

※一定の条件を満たす場合に、期末手当・勤勉手当を支給します。（常勤職員の給与改定等の状況により、報酬等は改定される場合があります。）

## 5 申込手続

(1) 申込締切

令和8年2月13日（金）午後5時（当日消印有効）

(2) 申込方法

三鷹市子ども家庭支援センターりぽん宛てに、履歴書（写真貼付）、小論文、資格証明書の写しを直接持参または特定記録郵便で送付してください。

(3) その他

応募の際に提出いただいた関係書類は、お返しいたしません。

## 6 試験の実施方法及び日程等

(1) 第1次選考（小論文及び書類選考）

小論文課題「子ども家庭支援センター（相談員・支援員）に応募した動機」について800字程度にまとめ、申込書類と一緒に提出してください。

(2) 第2次選考（個別面接）

ア 日程

令和8年2月20日（予定）※調整のうえ別途通知します。

イ 会場

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ2階総合保健センター栄養相談室（予定）

(3) 合格発表

受験者全員に、文書にて合否を通知します。

※上記の日程及び内容等については、都合により変更になる場合があります。

## 7 問い合わせ先

三鷹市子ども政策部子ども家庭課 子ども家庭支援センターりぽん

〒181-8505 三鷹市下連雀九丁目11番7号 教育センター2階

電話 0422-40-5925（午前8時30分～午後5時（土日祝日、年末年始を除く））